

午前十時開議

○河野俊弘委員長 ただいまから子ども・若者施策推進特別委員会を開会いたします。

○河野俊弘委員長 本日は、議案審査等を行います。

それでは、1議案審査に入ります。

まず、議案第五十七号「児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の変更に関する協議」を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

○松本子ども・若者部長 議案第五十七号「児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の変更に関する協議」につきまして御説明いたします。

本件は、児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の変更について、児童相談所を設置する特別区と協議するため、地方自治法第二百五十二条の七第三項の規定により準用する同法第二百五十二条の二の二第三項本文の規定により御提案するものでございます。

なお、内容につきましては、五月二十八日の本委員会で御報告、御説明させていただきましたとおりでございます。

規約施行日は、令和八年十一月一日を予定しております。

御審査のほどよろしく願いいたします。

○河野俊弘委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野俊弘委員長 それでは、意見に入ります。

本件について御意見がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野俊弘委員長 これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野俊弘委員長 御異議なしと認めます。よって議案第五十七号は可決と決定いたします。

した。

以上で議案審査を終わります。

○河野俊弘委員長 次に、2 報告事項の聴取に入ります。

まず、㊦令和八年度一般会計補正予算（第一次）について（当委員会所管分）について、理事者の説明を求めます。

○松本子ども・若者部長 令和八年度一般会計第一次の補正予算について御説明いたします。

初めに、九ページを御覧ください。子ども・若者部の補正額は約一億五千九百万円の増額補正でございます。そのうち特定財源として約一億三千八百万円の増となっております。

内容は、民設民営放課後学童クラブ従事職員宿舍借上げ支援事業の実施として約三千九百万円の増、認可保育施設等の一歳児等受入準備支援事業の実施として約一億二千万円の増となっております。

なお、一二ページに、子ども・若者部の各歳出事業概要を掲載しておりますので、後ほど御確認ください。

子ども・若者部の説明は以上です。

○工藤児童相談所長 引き続き、児童相談所の一般会計第一次の補正予算について御説明いたします。

九ページの一般会計歳出（部別）一覧を御覧ください。補正額は約七千四百万円の増額補正でございます。

内容は、一時保護所分園整備に向けた改修設計費及び工事費となっております。

なお、一二ページに児童相談所の歳出事業の概要を掲載しておりますので、後ほど御確認ください。

児童相談所の説明は以上になります。

○河野俊弘委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野俊弘委員長 それでは次に、㊧のその他ですが、そのほか何か報告事項はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野俊弘委員長 なければ、以上で報告事項の聴取を終わります。

○河野俊弘委員長 次に、3 請願の継続審査についてお諮りいたします。

令七・五号「米流通価格、流通量の安定化及び米を含む食料品価格（物価）高騰対策に関する陳情」外二件を閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野俊弘委員長 御異議なしと認め、そのように決定をいたします。

○河野俊弘委員長 次に、4 閉会中の特定事件審査（調査）事項についてお諮りいたします。

ㄥ 子ども・子育て支援について

ㄷ 若者施策の推進について

とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野俊弘委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

○河野俊弘委員長 次に、5 協議事項に入ります。

ㄱの行政視察についてですが、四月の当委員会におきまして、他自治体の要保護児童のための施設について、視察の御提案がありまして、この間、正副において理事者との調整をさせていただき、まとめたものがお手元にあります案でございます。御確認いただければと思います。

本件のとおり視察を実施することによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野俊弘委員長 それでは、視察案のとおり行政視察を実施することと決定をいたします。

○河野俊弘委員長 次に、ㄴ次回委員会の開催についてですが、次回委員会は事前に調整させていただいたとおり、七月一日水曜日午後一時から開催をしたいと思います、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野俊弘委員長 それでは、次回委員会は七月一日水曜日の午後一時から開催することに決定いたします。

以上で協議事項を終わります。

○河野俊弘委員長 そのほか何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野俊弘委員長 なければ、以上で本日の子ども・若者施策推進特別委員会を散会いたします。

午前十時五分散会
